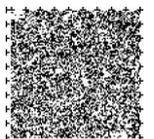
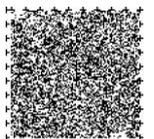


いいんていしゅつしりょう
委員提出資料

ごじゅうおんじゅん
(五十音順)



さ たいいんていしゅつしりょう
佐田委員提出資料



東京都障害者施策推進協議会の提言への意見

2014年9月30日

佐田光三郎

1. 基本理念について

昨年度末に国会において批准が承認され、2月に発効するなど、新たな情勢に触れるとともに、国連障害者権利条約の理念を東京都においても受け止め、当たり前に行生活できるインクルーシブな社会の実現をめざす決意を最初に記す必要があるのではないかと考えます。

2. 障害者施策の目標について

*基本的には昨年の目標で基本を考えることでいいのではないかと考えます。

*昨年の施策目標Ⅰについては、「地域における自立生活を支える施策の充実または社会の実現」、Ⅱについても「社会で生きる力を高める支援の充実」とし、都としてとるべき姿勢を明確に記すよう修正するほうがいいのではないかと考えます。

3. 施策目標の実現に向けて

(1) 地域における自立生活を支える仕組みづくりについて

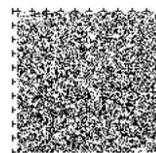
*障害福祉サービス等のサービス量（前回は参考に、下線部分を加筆）

東京都は、区市町村が国の基本的な考え方を踏まえて設定した見込み量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備をすすめる観点から地域間格差が起きないように支援・調整をはかるとともに、東京都全域の見込み量を作成する必要があるのではないかと考えます。

*日常生活を支えるサポート体制の整備

自立した地域生活を送るための施策の策定にあたっては、親、家族に依拠することなく自立した生活をおくれる生活基盤等の体制づくりの視点が大事です。提言にも盛り込むことを求めます。

*障害児の地域生活支援について



i) 放課後等デイサービスの増加は著しいものがあります。障害児の地域生活をよりゆたかにしていく面では、大きな前進といえます。すべての子どもたちが利用することができるようになるには、まだまだ改善しなければならない点多々あります。なかでも利用料の応益負担は、利用控えも生んでいる現実があります。これまで利用できていたのに断念しなければならない事態が出ることは、障害児の地域生活の充実をはかる方向と矛盾するのではないかと考えます。こうした事態への財政的支援を明確に謳うことが求められます。

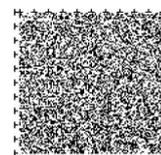
ii) 青年・成人期における余暇活動の充実を求める取り組みが各地で行われています。学校を卒業した後、これまで家庭と学校と地域と少なくとも3つの生活基盤があったのに、青年・成人期になると、活動の場が十分に用意されていないのが現状となっています。青年・成人期になっても地域生活をゆたかに送りたいとの願いは変わるものではありません。これまで制度化されていない取り組みに対し、助成制度の構築を提言することも本協議会の大事な役割だと考えます。今回の提言に謳うことを求めます。

(2) 社会で生きる力を高める支援について

特別支援学校の教室不足の実態は、児童・生徒の増加が想定を越えており、解消が今の計画でできるのかどうか危ぶまれる。学齢期における学校教育の充実は、卒業後の社会生活を営む上でも重要なことは言うまでもない。その根幹ともいえる教室が無いことは、人権問題であり、早急な改善策を立てることが求められている。パラリンピックの開催が迫る中、一刻も早い改善目標を提言のなかに明確に盛り込むことを求めます。

(3) 当たり前になる社会の実現について

*東京都自らの雇用の促進の決意を表明することが必要です。雇用促進の制度・施策の改善の方向が強まっているにもかかわらず、知事部局の雇用率が低下していることは、その姿勢が問われてくると考えます。民間への雇用促進を求めるのであれば、東京都自らの雇用促進を一層はかる必要があります。表題にふさわしい目標を掲げ、東京都の障害者雇用促進をはかることを提言に盛り込むことを求めます。数値目標を3%から4%としていくことを提言に盛り込むとともに、知的障害者、精神障害者等の雇用についてより促進する旨、計画に明記する必要があると考えます。さらに東京都教育委員会の雇用の促進は待ったなし。より踏み込んだ計画の具体化をはかる必要があります。昨年も全国で「障害者雇用が進んでいない6都県の教育委員会に対して障害者採用計画の適正実施を勧告」が出されています。その一つである東京都教育委員会の対応が求められていると考えます。



非常勤職員の雇用など、一定の努力は行われていますが、抜本的な改善とは言い難い状況です。教職員への採用など、具体化をはかることを提言に盛り込むことを求めます。

*事業計画に盛り込まれているチャレンジ雇用については、雇用の機会の拡大をめざす取り組みとして重要な役割を持っていると考えます。また都自体の効用のノウハウの蓄積にもなり、促進を図ることは大事な役割があります。こうした取り組みを全庁的に広げ、一層雇用機会の拡充につなげていく必要があるのではないかと考えます。

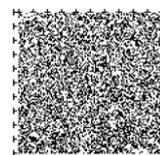
*就労支援とともに大事なことは、定着支援です。就労はしたものの離職する障害者がたくさんいます。働き続けるためには障害特性を理解し、その上での確な支援を行う人的配置が欠かせないと考えます。企業等への支援を継続的に行っていくためにも、ジョブコーチ制度などの一層の充実が望まれます。東京都のジョブコーチ支援事業は、その役割がますます重要になっていると考えます。ジョブコーチの増員を大幅にはかることを提言に謳うことを求めます。

*障害者の就労については、関係者等の並々ならぬ取り組みによって就労者数が増加しています。一方で、障害者の働く場における就労条件についても、実態がどうなっているのかが、なかなか把握出来ていない現状があります。障害者が継続して働くためのよりよい労働環境をつくっていくための施策の充実が就労におけるもう一つ大きな課題だと考えます。そのために就労条件の把握を東京都が積極的に行っていく必要があると考えます。

*障害者がパワハラやいじめなどを受けることのないように、企業に対する障害特性の理解のための施策の構築や支援のために人的措置の充実をはかることも重要な課題です。障害者理解の促進はもとより、問題の把握と改善のために第三者機関としての相談窓口を置くなど、施策の充実を提言することを求めます。

(4) バリアフリー社会の実現について

*都市開発などが至るところですすめられています。しかし構造が強大で複雑になれば災害時のリスクも大きくなるのが危惧されます。例えば渋谷駅の点検活動では、障害者の災害時の避難などに大きな不安を持ちました。開発に常に災害時の、なかでも災害時要援護者を念頭に置いたまちづくりの視点を大事にしていくことを提言のなかに盛り込むことを求めます。



(5) 防災の課題について

*近い将来直下型の地震が想定されているもとの、障害者等の防災対策は待ったなしとなっています。

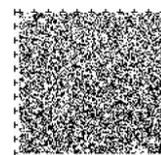
施策の一つとして障害者施設の耐震化、不燃化対策が重要だと考えます。第3期計画では、耐震診断、耐震化とも事業の推進をはかるとしていますが、少なくとも第4期計画の間に耐震診断と耐震化工事を終了する計画を盛り込むことが必要です。民間の建物を借りている社会福祉施設に対する耐震化、不燃化をどう実現していくも課題です。今回の提言に盛り込み施策の促進をはかることを求めます。

*災害時において、避難所の問題が重要となります。東日本大震災でも避難所における障害者等の対応が問題となりました。その教訓をいかし、早急に対策をとる必要があります。一つは、第一次避難所のバリアフリー化、特に一次避難所の多くは小、中学校となります。現状では、バリアフリー化のすすんでいない学校がたくさんあります。この改善に一刻も早く着手する必要があります。まちづくりとも連動して対策を強化することが必要です。また二次避難所についても、出来るだけ身近で、細かな対応が行えるように民間福祉施設の活用も重要ではないかと考えます。施設の耐震化、不燃化などの対応や必要な備蓄品が置くためには財政的な支援が必要です。

*避難所に備えるべき備蓄品や留意点について、これらも区市町村の役割になっていますが、備えるべきものについては、どこでも共通であるべきだと考えます。最低障害者等の災害時要援護者の受け入れに必要なものの共通化をはかるために、ガイドラインづくりを東京都が責任をもってつくる必要があるのではないかと考えます。計画への提言に盛り込み、具体化をめざすことを求めます。

*災害時の都立施設の役割について、防災対策は一義的に区市町村の役割となっていますが、対応についてもっと積極的な位置づけが必要ではないかと考えます。都立施設については、少なくとも防災拠点として位置づけ、必要な備蓄品の整備を行うことを提言に盛り込むことを求めます。

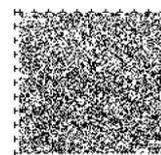
*災害時の帰宅困難者対策が、自治体をはじめ民間企業等のなかでも行われています。障害者にとっても重要な課題です。東日本大震災時の教訓をもとに、この点での問題の把握と対策について提言に触れることを求めます。



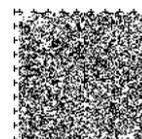
(6) 人材育成について

*福祉の現場を困難にしているものに、人材の確保、人材の定着問題があります。事業を行っていく上で、最も根幹をなすものと言えます。しかし、作業所の指導員等が継続して働くことが難しいとの声が引きも切りません。

要因として、低賃金、重労働がその根底にあると考えます。働き続けるには、仕事への情熱と誇りを持つことも大事ですが、何よりも必要なものは就労条件ではないかと考えます。福祉サービスを提供する事業所等で働く職員の賃金は、他の産業と比べても一段低くなっています。人材育成については「東京都障害福祉計画」のなかでも大きな柱として位置づけられていますが、計画の中心は、研修の実施など中心であり、人材確保に最も必要な処遇改善については、何ら触れられていません。就労条件が悪ければ人材を確保することは難しくなります。東京都は、公私格差是正制度など先駆的な施策がありました。今後増大する福祉の場で働く人たちが継続して働き続けられるように、処遇改善をはかる独自施策の充実を提言に盛り込むことを求めます。



はしもといいんていしゅつしりょう
橋本委員提出資料



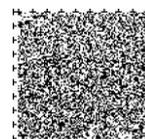
だい かい だい かい ふ かけ
第1回から第3回までを振り返って

とうきょうとちてきしょうがいしゃいくせいかい かい はしもとゆたか
東京都知的障害者育成会 ゆうあい会 橋本豊

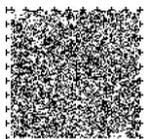
だい かいめ はな あ ていきょう
第1回目で話し合いをされたサービス提供について
なにひと じぶん はつげん なかまたち
て何一つ自分は発言ができませんでした。仲間達も
サービスと聞くとスーパーでのサービスのよう^{おも}に思
っているみたいです。

じぶん こと なに し ひつよう
自分の事なのに何も知らず、サービスが必要になっ
とき はじ おそまつ げんじつ じぶん
た時に初めてわかるというお粗末な現実です。自分
じしん いま つか
自身、今どんなサービスが使えるか、どんなサービス
があるかを知らなくては^{おも}いけないと思っています。

こま はじ ていきょう し
困ってから初めてサービス提供のことを知るより、
まえ し しょうらい こま おも
前もって知っておけば将来が困らないと思うので、
どんなサービスがあるか、冊子^{さっし}などで私^{わたし}たちにわか
りやすく^{じょうほう}情報を流^{なが}して欲^ほしいと思^{おも}います。



やましたいいんていしゅつしりょう
山下委員提出資料



東京都障害者施策推進会議への意見書

就労について

(一般就労を支える仕組み)

1、福祉就労から一般就労への移行の国の数値は、特別支援教育からの就労が、42%を超えている状況で国の数値をクリアすることは困難である。東京都として可能な数値を目標とすべきである。

2、特別支援学校卒業して一般就労した人、障害福祉サービスから一般就労した人の各区市町村の障害者就労支援事業への登録を行い、就労前後に確実に就労支援事業の相談員との面接を行う。文書だけの登録だけ出なく、相談員とのフェイストゥフェイスでの関係作りを行い、最低月1回の電話でのフォローを行い、離職を防ぎ、継続雇用を維持する。

3、一般就労している障害者に対しても相談支援事業所との契約をし、確実にサービス等利用計画を作成し、一般就労した方へのモニタリングを少なくとも就労当初は月1回、半年後以降は、最低3ヶ月に1回のモニタリングを行うことを義務づける。

4、区市町村の障害者就労支援事業、もしくは相談支援事業でのフォローやモニタリングにより、離職の傾向の感知を早めに行い、必要な支援を行う。また、離職を確認したら、就労移行支援事業やハローワークなどへの紹介等を行い、サービス等利用計画の変更も確実に行っていき、離職後の心のフォローや再就職への道筋の支援などを行っていく。

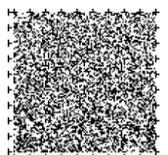
5、障害者差別解消法の実施に向けて東京都による障害者雇用を行うことを目的化し、合理的配慮への対応を検討し、雇用の準備を行っていく。

(福祉的就労)

1、A型事業や、一般就労の短時間労働への対応として、B型事業などへの併給などを検討していく。

2、B型事業所等への官公需へのアクセスをしやすくする。

3、就労移行支援事業所から一般就労すると給付費が無くなります。一所懸命一般就労をさせている事業所ほど、経済的に苦しくなるシステムを解消し、一般就労後へのフォローや、がんばっている事への報奨金を出すことによる、応援をしてほしい。



住むところの確保について

(障害者支援施設・グループホーム・居宅サービス)

1、東京において、障害のある方を支えている親御さんの高齢化が顕在化しており、障害のある当事者の方への対応が、緊急な課題になってきています。当事者のニーズにより、あらゆる可能性を排除すること無く、居宅でのホームヘルパーなどの支援による生活。グループホームでの生活。障害者支援施設での生活。を相談支援事業による計画作成により選択できるようにしてほしい。

2、住む場所の絶対的な不足に対応し、グループホームの建設運営に対して補助の継続とともに、東京都や区市町村の遊休地の無償貸与を含め、低額での貸与を検討して下さい。

3、児童福祉法の改正により、障害児入所施設の18歳以降のいられる期間が5年間になり、退所後の支援を決定する際に15歳以降、相談支援事業所が使えるようにし、18歳以降の移行場所の確保や、家庭復帰後の支援の組み立てが出来るようにしてほしい。

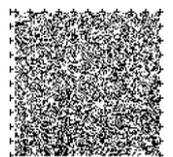
4、2棟で20人以下のグループホームの建設許可、補助を継続してほしい。障害の重い利用者に対して夜勤体制を組むためには、一定程度の規模が必要です。利用者の安全安心のために是非ともお願いしたい。少人数でも夜勤体制が組める補助も考えて下さい。

5、グループホームの支援の水準を確保するため、各市区町村に1カ所以上支援センターを作して下さい。一人支援の現場は、OJTも出来ず、また、虐待があっても発見されず、虐待をしそうになっても注意をして下さる方もいない。相談する相手がいない。研修の機会が少ない。これを行う場を作して下さい。

(日中活動場所の確保)

1、特別支援学校から一般就労する方以外、福祉的就労の場や日中活動の場の確保が確実に必要です。今後とも日中活動場所の建設への支援も継続して支援をお願いします。統計的にも障害者の数が増えており、特別支援学校卒業者も毎年増えています。そこへの対応が続いています。

2、日中活動場所の土地の確保も東京都や区市町村の遊休地の無償貸与を含め、低額での貸与を検討して下さい。



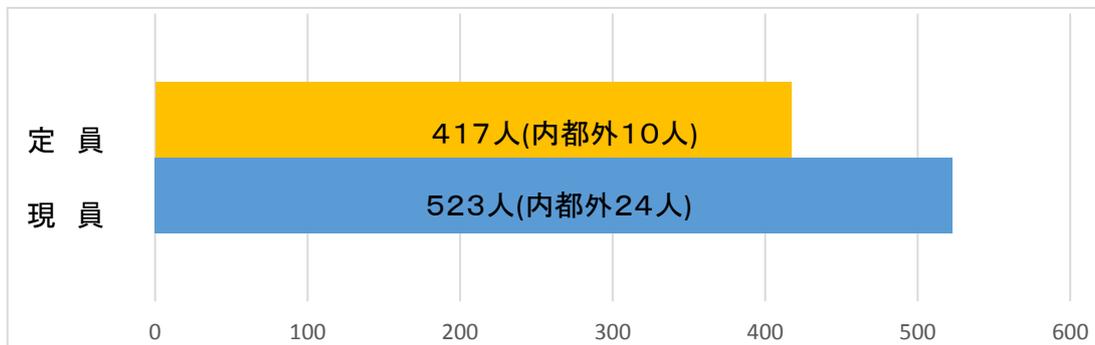
障害児相談支援に関する進捗状況アンケート調査結果

【調査対象】 東京都社会福祉協議会知的発達障害部会に所属する児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

【調査期日】 平成26年8月1日

【回答数】 20事業所中14事業所（内1カ所は都外事業所）

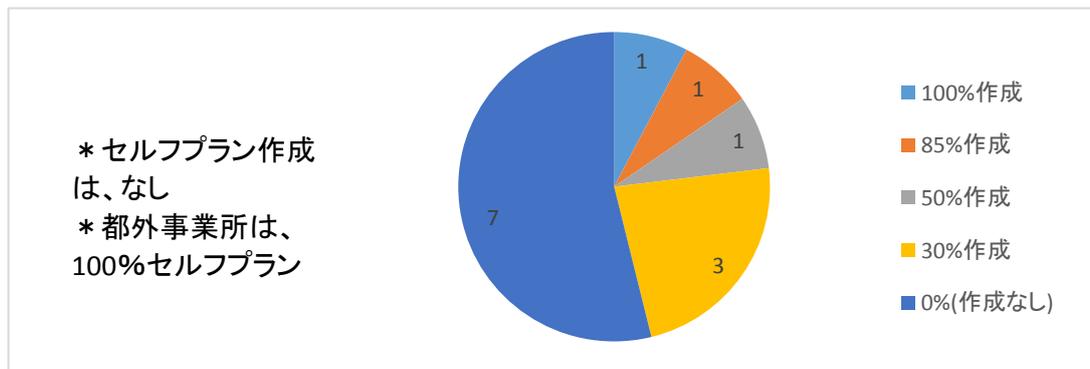
◆定員及び現員



○現員が定員を超えている。

1 利用者の障害児支援利用計画作成状況

* 都内の13事業所が対象

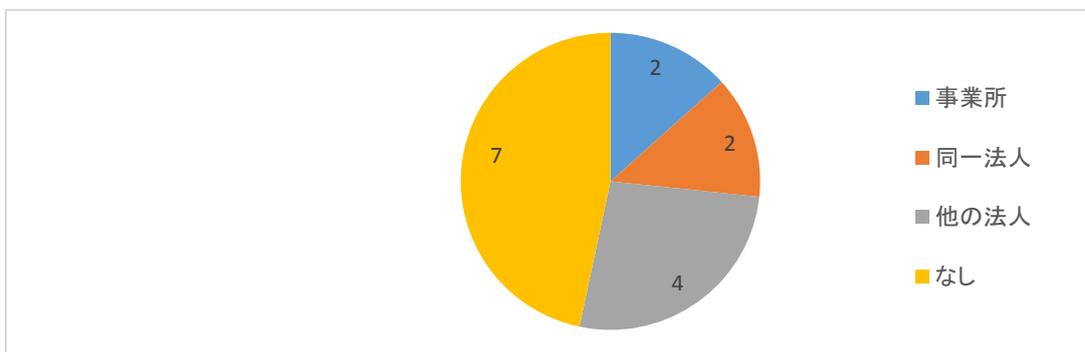


○半数を超える7事業所で全く作成がされていない。

○回答のなかった6事業所すべてが作成中とすると未作成は、36.8%。仮に作成していないとしたら68.4%が未作成となる。

2 相談支援事業所との関係（複数回答可）

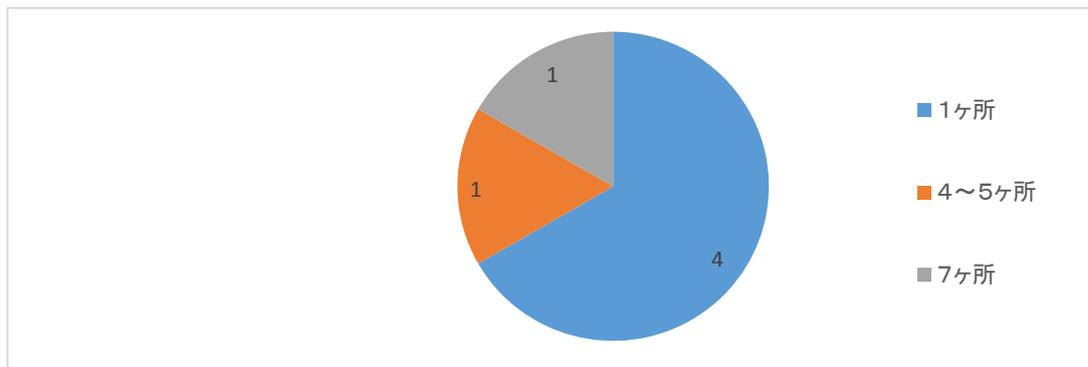
* 都内の13事業所が対象



○自事業所で相談支援事業の指定を受けているところはあまりないと考えられる。

3 関わっている相談事業所数

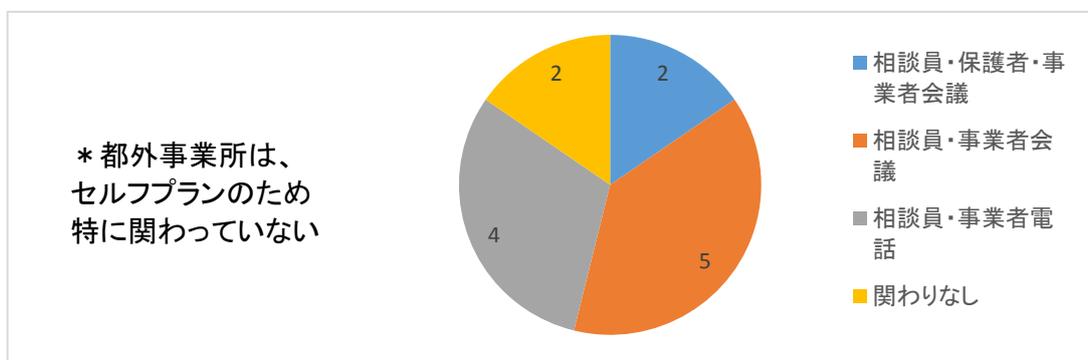
* 作成実績のある6事業所が対象



○事業所の対象地域（区市町村数）が限定されるか広域にまたがっているかで違いが生じているのではないかと考えられる。

4 計画相談過程での事業所の関わり方（複数回答可）

* 作成実績のある6事業所が対象



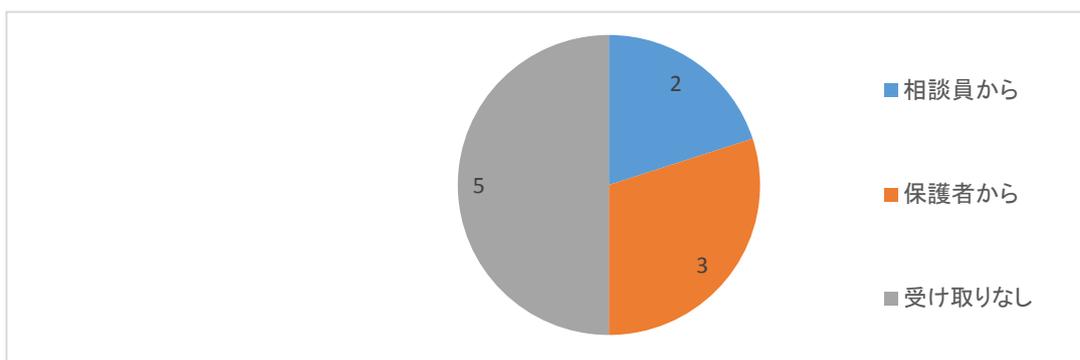
○作成に関して事業所が関わっていることは見て取れるが、保護者を交えた三者会議の形式は少ない。

○相談支援事業者と事業者間の電話で済ませているという事実が垣間見られる。

○セルフプラン作成はない状況にあって関わっていない事業所がある。

5 障害児支援利用計画書の受け取り（複数回答可）

* 作成実績のある6事業所が対象



○6事業所の回答で受け取り有りが5、なしが5という数字から、複数の相談支援事業所と関わりのある事業所があることを考えると相談支援事業所によって計画書を渡している事業所と渡していない事業所があると推測される。

6 障害児支援利用計画が作成されていない要因

*主な理由を4つに大別

1) 区市町村（自治体）の動向

- ①区の意向が具体的に提示されず、調整が滞っている。窓口となっている障害福祉課の整備がされていないことが現状の大きな要因。
- ②利用者からの問い合わせもなく、一般的に計画相談を行う利点と制度の趣旨が十分に周知されていない。
- ③区の方針により、26年度よりセンター内に相談支援事業所を開設となったが、4月1日以降に受給者証を取得、更新する人に対して計画を作成することとなった。当事業の利用児童は全員が26年3月中に利用が決定、受給者証を取得していたため、計画作成をしていない。
- ④作成人数、相談員数などについて区と協議中。
- ⑤自治体から利用者への案内が遅れていること。自治体の動向を見ており、積極的な動きをしなかったこと。
- ⑥保護者に対する相談支援事業の周知が不十分で理解されていない。

2) 相談員の不足等

- ①児童の相談は発達に関する知識や技術（アセスメント・支援方法）と地域の支援機関の情報の両方が必要。そのような相談をできる人材が不足している。
- ②難聴乳幼児の相談支援を行える事業所がない。同一法人内の相談支援事業所での利用計画が有効なら方法もある。
- ③固定で利用している場合だけではなく（予約で利用の場合もある）計画が立てにくいのではないかと。
- ④相談支援事業所は市内に4ヶ所だが、2ヶ所は院内利用者のみで実施。他2ヶ所もスキル不足、人員不足により、平成26年3月時点で総合支援法対象者11%、児童福祉法対象者0%の状態。児童の相談は市障害福祉課発達支援室が中心に健康センター等と連携して非常に多くの件数に対応しているが、指定を受けているわけではないので計画相談はしていない。
- ⑤相談支援事業所の絶対数が不足していること。特に児童は少ない。
- ⑥法人で平成26年3月に相談支援事業所を開設したが、相談件数が殺到し、作成が遅れている。
- ⑦相談支援事業所は区内に18ヶ所、障害児対象は12ヶ所。区は平成27年3月までに3,600件の計画作成（者・児）の計画を立てたが、平成25年12月末で750人。平成26年3月時点で今後サービスを利用すると思われる方を含め6,000人になると予測。
- ⑧児童の計画相談を担当する事業所が少ない。

3) 相談支援事業所単体では事業（経営）が成立しない

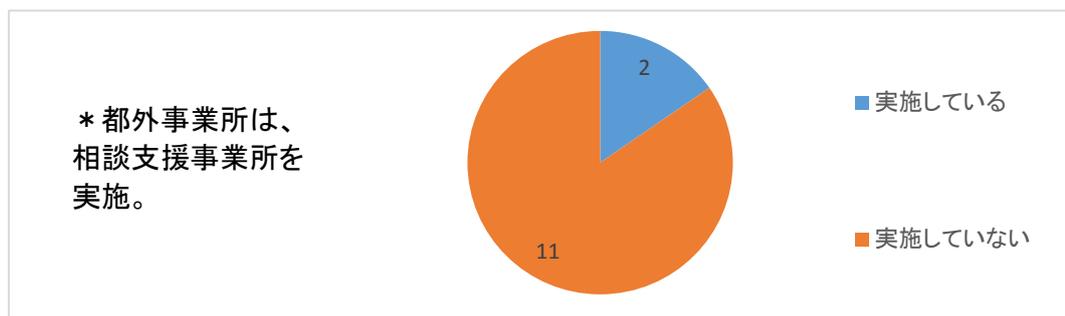
- ①相談支援にかかる費用が報酬に見合っていないため、経営的に事業として成立しにくい。事業者が他の事業の収入をあてにしてやりくりするしかない。
- ②事業所の立ち上げを検討している法人は、収支の検討、人材の確保の観点から事業運営が難しいと考え、事業所の指定までに繋がらない。
- ③相談支援事業所の経営は、赤字経営となっている。

4) 保護者等の状況

- ①利用枠を確保した上での相談になることがほとんど。支給決定さえされれば、という現状にある。

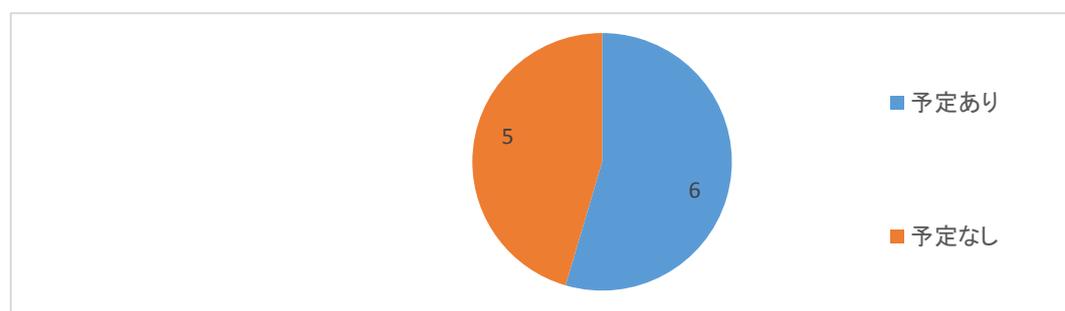
- ②当事業所が障害児相談支援事業所として認可されているので通園している児童の保護者は当園での作成を希望するケースが多い。
- ③多くの方が障害児支援利用計画が必要ということを知らない。また、どのような手順で行うかもよく知られていない。

7 相談支援事業の実施状況



- 13事業所の内、11事業所（84.6%）が障害児相談支援事業を実施していないという結果。

8 相談支援事業の今後の予定（実施していない11事業所対象）



- 約半数の事業所が今後の実施を予定している。

①いつ頃までに実施するか

以下の4つの回答

「未定」、「平成26年12月」、「平成27年4月」、「1～3年以内」

2事業所からは、センター機能が必須条件となった場合は実施しなければならないと考えている旨の回答。

②今後も実施予定のない理由

- ・同一法人内の相談支援事業所で計画相談を行っているため。
- ・他の相談支援事業所が行うため。

9 現在の計画相談の実施状況、手順・内容等についての意見・感想

1) 子どものニーズではなく、保護者のデマンドが優先の懸念

- ①障害児の相談支援は、親の希望によるところも大きく、計画作成にあたり子どもにとって望ましいことかどうかアセスメントが重要と思われるが、相談支援従事者だけでは充分とはいえないのではないか。
- ②計画相談が進まないからということでセルフプランでの作成となるのは親本意の利用計画となる可能性もあり危惧している。
- ③現状では“保護者の希望に添った支給決定のための書類作り”になりがちな印象を受ける。

2) 行政の姿勢

- ① 沢山の支援を受けたい方はどんどん支給決定されるという傾向に子どもへの影響とともに公の支援施策の目的、財源等持続可能なのか心配である。区市町村の支給決定方針を明らかにしてほしい。
- ② 現在、どの事業所が相談支援を行っているのかまた、相談支援とは何なのかも世間一般に知られていないと思います。まずは啓蒙が必要なのではないでしょうか。
- ③ 相談において隠れたニーズが浮き上がってくる、あるいは家族単位で支援が必要なケースもあることから、相談支援の量と質の確保は急務と思われます。現在、成人の計画相談が進んでいないので児童分野はもっと遅れると思いますが、行政、基幹相談支援センター、社協等による相談支援事業所へのスーパーバイズを強化すること、新たに児童分野に精通している法人が相談支援事業所を立ち上げる必要があると思います。
- ④ 現在、市は「質より量」を求めてきていてそれに対応する形での作成となっている。
- ⑤ 相談から見えてくる課題の抽出や多方面からのサポート体制により強化していくことは必要である。地域作りにもつながるが行政、基幹相談支援センター、社協、関係施設がどのように連携を作っていくのか。
- ⑥ 行政と地域の事業者とも連携しながら、計画相談希望者全員に対応できるように取り組んでいきたい。

3) 報酬の問題

- ① 法律に則ってきちんと手順を追ってやっていくためにたいへん時間と手間がかかり、マンパワーが必要であることを痛感している。
- ② 一人の利用計画作成（面談から書式への落とし込み、プリントアウトまで）には、専門性のある経験豊富な支援員があたってもほぼ1日かかる。今後、指定を受けた市の在園児・卒園児の計画をすべて作成するとすると、相談支援員を専属で配置していく必要があるが、今の作成費用で妥当かどうか検討していただきたい。
- ③ 今後、作成を担当している相談支援事業所が限られた職員体制の中でどこまでできるか心配。
- ④ 利用計画作成には、かなりの時間がかかる。専属の相談支援員の配置が必要となるが、現在の作成費用では専門性のある経験者は雇用できない状況である。人件費の保障が望まれる。
- ⑤ 平成26年3月、区の自立支援協会で相談支援事業所にアンケートをとり、結果をまとめたものを東京都自立支援協議会に提案書として提出した。その中で一人あたりの相談支援専門員の支援できる利用者は58人を上限と推計したが、平均年収の相談支援専門員を雇用するには、一人あたり80人の担当を行う必要があるとの結論になった。介護保険の定める標準担当件数が35人となっていることを参考にすると実際に担当できる利用者は58人より少なくなると想定され、現在の報酬単価では、支援可能な担当件数の上限をはるかに超える件数を担わなければ事業が成り立たず、また、相談支援専門員の業務だけで推計したが、事業所の運営に庶務事務が必要であることから、兼務をした場合は担当可能な件数が減る。これらのことを受けて区の自立支援協議会では以下の提案が出された。
 - ◆ 基本相談支援の報酬対象化
 - ◆ 新規利用者に対する計画作成報酬への加算
 - ◆ 事業所開設時の初期費用の補助それぞれが、より具体的に現状を形として示し、今後展開していくことを期待している。
- ⑥ 事業運営にあたり採算性が望めないため、兼務体制で実施している。そのため件数を飛躍的に増やすことができない。

4) 計画相談のあり方

- ① 家族支援を含めた丁寧な支援を考えると、母子保健等と連携をとりやすいよう、

公の機関が相談支援を担うのがふさわしいと思う。

- ②現時点では、相談支援事業所が作成した計画書をどのように発達支援事業所等と共有していくか方針が定まっていない。有効活用していくためにも何らかのルールを決めていくことが必要ではないか。
- ③利用している児童の何名が計画相談を受けているのか、その内容を職員は現状では把握できていない状況にある。ケースカンファレンスに参加することもあったが、全体の流れ、役割分担、連携のあり方など周知されていない。
- ④児童の場合、単一サービスの利用者が多い現状にあり、また、選択できるほどのサービス量がないため、計画相談は充実していかないと想像しています。
- ⑤国の想定しているビジネスモデルに無理があるのではないかと。現実的な目標設定をすべきである。

5) 書式の問題

- ①週間計画表のモデルでは、土・日曜日の過ごし方まで時間刻みで記入するようになっているが、そこまで記入する必要があるのか（実際の相談場面において利用者から情報を得るには大変プライベートな質問であり、ざっくり概要を伺う程度でよいのではないかと）。

6) 啓蒙・研修他

- ①今は形が先行、誰のための何のための計画なのか、ニーズの見極め等を含めた相談の質の向上が課題である。
- ②相談支援専門員の増員と質の向上については、専門員の養成と一定レベルを保つ研修が必要である。
- ③児童の場合、選択できるほどのサービスがない。増えてほしいが質の一定水準を保つことも必須。

アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。

平成26年10月1日

【照会先】

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
知的発達障害部会 部会長 山下 望
児童施設分科会 代表幹事 内山 敏

(担当) 社会福祉法人 武蔵野会 すぎな愛育園
電話：042-625-8007